

令和元年8月企業団議会定例会会議録

会 期 8月29日(木曜日)午後2時00分～午後2時43分

場 所 福島地方水道用水供給企業団すりかみ浄水場

出席議員(11名)

1番	梅津政則	2番	梅津一匡
3番	石原洋三郎	4番	白川敏明
5番	萩原太郎	6番	本多勝実
7番	高橋一由	8番	安藤喜昭
9番	片平秀雄	10番	東海林一樹
11番	高橋道也		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条による出席者

企業長	木幡浩	理事 二本松市長代理 二本松市建設部長	磯川新吾
理事 伊達市長代理 上下水道部長	佐々木良夫	理事 桑折町長	高橋宣博
理事 国見町長代理 国見町副町長	佐藤弘利	理事 川俣町長代理 川俣町副町長	猪狩則光
事務局長	今泉繁	次長兼 施設管理課長	阿部雅人
総務課長	長南敏広		

事務局出席者

総務課 課長補佐兼 総務経理係長	菅野幸夫	施設管理課 課長補佐兼 施設第二係長	片平一彦
総務課 契約管財係長	佐藤広治	施設管理課 施設第一係長	佐久間勲
施設管理課 水質管理係長	菅野晃	総務課主査	押見新一
総務課主査	加藤博高	総務課副主査	後藤賢司
総務課主査	山田吉則	総務課副主査	山内康裕

1. 議事日程

- (1) 仮議席の指定
- (2) 会議録署名議員の指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議席の指定
- (5) 議長の選挙
- (6) 議案第5号、議案第6号及び報告第1号の提出
- (7) 提案理由の説明
- (8) 一般質問
- (9) 討論、採決

2. 会議に付する事件

- (1) 会期の決定
- (2) 議長の選挙
- (3) 議案第5号 平成30年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計決算認定の件
- (4) 議案第6号 福島地方水道用水供給企業団監査委員選任の件
- (5) 報告第1号 福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算の継続費精算の件

午後2時00分 開 会

副議長（高橋一由） 定足数に達しておりますので、これより8月企業団議会定例会を開会いたします。

日程に従いまして、この際、議事進行上、改選議員の仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま、ご着席の議席を指定いたします。

会議録署名議員の指名をいたします。

梅津一匡議員、11番、高橋道也議員を指名いたします。

会期の決定をいたします。

会期は、本日8月29日の1日間とすることとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

副議長（高橋一由） ご異議ございませんので、会期は8月29日の1日間と決定いたしました。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付した印刷物のおりでありますので、ご了承願います。

議案等の説明を求めるため、会期中、企業長以下、必要と認める執行機関の職員の出席を求めることにいたしております。

日程に従い、これより新たに企業団議員となられた方の議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、副議長において指定いたします。

議席は、1番、梅津政則議員、2番、梅津一匡議員、3番、石原洋三郎議員、4番、白川敏明議員、5番、萩原太郎議員、10番、東海林一樹議員を指定いたします。

副議長（高橋一由） 日程に従い、議長の選挙を行います。

これは、議長が欠員となっていることによるものであります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることとして、その指名は副議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

副議長（高橋一由） ご異議ございませんので、指名推選によることとし、その指名は、副議長に一任と決しました。

直ちに指名いたします。

福島地方水道用水供給企業団議会議長に、梅津政則議員を指名いたします。

ただいま、指名いたしました、梅津政則議員を当選人と決して、ご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

副議長（高橋一由） ご異議ございませんので、ただいま、指名いたしました、梅津政則議員が企業団議会議長に当選されました。

会議規則第31条第2項の規定により、梅津政則議員が企業団議会議長に当選されましたので、告知いたします。

議長に当選されました梅津政則議員をご紹介します。

議長（梅津政則） ただいま、高橋副議長よりご指名いただきました。皆様方のご推挙によりまして、企業団議会議長に選任いただきました梅津政則でございます。微力ではございますけれども、本職務をまっとうすべく、誠心誠意、水道企業団の発展のために努力してまいりますので、皆様方のご指導ご鞭撻をお願いし、議長当選のご挨拶とさせていただきます。今後ともどうぞよろしくをお願いいたします。

副議長（高橋一由） それでは、ここで、議長を交代いたします。

【副議長、議長と交代】

議長（梅津政則） ただいまより議事を進めます。

ただいま企業長より、議案の提出がありました。

議案は、お手元に配付の印刷物のとおりでありますので、ご了承願います。

これより日程に従い、議案第5号、議案第6号及び報告第1号を一括して議案といたします。

企業長の提案理由の説明を求めます。

企業長（木幡 浩） 議長、企業長。

議長（梅津政則） 企業長。

【企業長（木幡 浩）登壇】

企業長（木幡 浩） 本日、ここに8月企業団議会定例会の開会にあたり、ご参集を賜り厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出いたしました案件は、平成30年度決算認定等の議案2件及び報告1件ですが、これらの提案理由を申し上げるに先立ち、企業団の近況等についてご報告いたします。

平成から令和へと新たな時代に移り変わりました令和元年度も、これまでの間、水道水の安定供給を含め、第5期財政計画は、概ね順調に事業を実施しております。

また、浄水場を活用した官民連携による再生可能エネルギー導入の取組みを進めてきたところですが、小水力発電につきましては、平成31年4月1日より、太陽光発電につきましては、令和元年6月10日より、稼働を開始しております。

今後も引き続き、安全、安心で、おいしい水を安定的に供給するため、健全な事業経営に努めてまいります。

次に、今回提出いたしました議案について、ご説明申し上げます。

議案第5号 平成30年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計決算認定の件につきましては、決算の認定について議決をお願いするものでありますが、監査委員の意見につきましては、付属書類のとおりです。

議案第6号 福島地方水道用水供給企業団監査委員選任の件につきましては、監査委員のうち、東海林一樹委員が令和元年8月29日任期満了となることから、後任委員として東海林一樹氏を適任

と認め、議会の同意を求めるものであります。

報告第1号 福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算の継続費精算の件につきましては、継続費を設定して事業を進めてきた中央監視制御設備更新事業について、平成30年度で完了したことから、精算報告をするものであります。

以上が、提出議案及び報告ですが、決算の概要につきましては、事務局より説明させますので、よろしくご審議のうえ、議決を賜りますようお願い申し上げます。

事務局長（今泉 繁）議長、事務局長。

議長（梅津政則）事務局長。

【事務局長（今泉 繁）登壇】

平成30年度水道用水供給事業会計の決算について、別冊決算書によりご説明いたします。なお、金額については、千円未満を切り捨ててご説明いたしますのでご了承願います。

まず始めに、水道用水供給事業報告書について、説明いたします。2ページをお開きください。

1、概況、（1）総括事項、①業務の状況、（イ）水道用水供給事業です。平成30年度の年間総送水量は、3,963万9,900立方メートルで、前年度と比較して、81万5,360立方メートルの減となっております。また、年間総有収水量は、3,939万5,172立方メートルで、前年度と比較して、79万2,826立方メートルの減、当初予定水量と比較して、60万5,151立方メートルの減となり、有収率は、99.4%となっております。給水収益は、31億9,264万円で、当初予算と比較して、2,299万5千円の減となっております。

続いて、（ロ）水質検査事業ですが、構成団体の原水及び浄水の水質検査を受託し、水質検査手数料は2,363万1千円で、当初予算と比較して、63万5千円の増となっております。

次に、②財政状況ですが、収益的収支は、水道用水供給事業収益43億1,851万5千円に対し、水道用水供給事業費用43億3,709万6千円で、収支差引額は1,858万1千円が当年度純損失となり、前年度繰越欠損金に、当年度純損失を加えた12億1,247万6千円を、未処理欠損金として翌年度に繰り越しております。

続いて、資本的収支ですが、資本的収入854万3千円に対し、資本的支出が21億1,438万5千円となり、資本的収入が資本的支出に不足する額21億584万2千円は、過年度分損益勘定留保資金等で、補てんしたものでございます。

次に、③建設改良工事の状況ですが、平成28年度より3か年の継続事業として進めてきましたすりかみ浄水場中央監視制御設備工事が完了しました。また、防犯強化のため、平成28年度より計画的に進めてきました監視カメラ設置事業については、川俣増圧ポンプ所と東和増圧ポンプ所への設置をもって完了しました。

次に、④再生可能エネルギーへの取り組み状況ですが、官民連携により進めてきました浄水場の放流水を有効活用する小水力発電所が完成しました。

次に、⑤福島第一原子力発電所事故への対応ですが、浄水場敷地内に保管を余儀なくされていた、1,500ベクレルを超える放射性物質を含む浄水ケーキについては、平成30年度までに処分場への搬出が完了しました。

次に、3ページの(2)議会議決事項ですが、平成30年5月企業団議会臨時会、8月及び平成31年2月企業団議会定例会において議決を賜りました案件は、記載のとおりでございます。

次に、(3)職員に関する事項ですが、特別職を除く職員数については、一般職22名で、内訳は記載のとおりです。

次に、4ページをお開きください。2、工事、(1)建設工事の概況及び(2)保存工事の概況ですが、100万円以上の工事は、それぞれ記載のとおりです。

次に、5ページの3、業務、(1)業務量、イの業務量ですが、取水量、送水量、及び有収率を、前年度との比較で記載したものであります。

続いて、ロの業務内容ですが、月別の送水量、有効水量、及び有収水量を記載しています。また、6ページをお開きください。上の表は、構成団体ごとの年間総給水量、一日最大給水量、及び一日平均給水量を示しております。詳細は記載のとおりです。

続いて、6ページから7ページにかけての、ハの共同水質検査ですが、共同水質検査業務の実施状況は、記載のとおりです。

次に、8ページの(2)事業収益に関する事項ですが、イの事業収益は、営業収益と営業外収益を合わせ43億1,851万5千円となり、ロの供給単価は、81円4銭でございます。

次に、(3)事業費用に関する事項ですが、イの事業費用は、営業費用と営業外費用を合わせ43億3,709万6千円となり、ロの給水原価は、82円90銭でございます。

次に、9ページから10ページにかけての、4、会計ですが、(1)重要契約の要旨は、100万円以上の物品等の購入、工事請負、及び業務委託を記載しています。イの物品等の購入関係が6件、ロの工事請負関係が11件、ハの業務委託関係が22件となっております。内容は、記載のとおりであります。

次に、11ページの(2)企業債の概況ですが、当年度分の償還高は、合計で17億2,804万7千円です。そして、平成30年度末の未償還残高は、合計で156億5,853万3千円となるものです。

次に、5、その他、(1)資産の譲渡等の対価以外の収入の用途については、消費税法基本通達により、決算関係書類等でその用途を明らかにし特定する必要があることから、特定の収入について記載したものです。

次に、水道用水供給事業会計決算について説明いたします。14ページ、15ページをお開きください。

始めに、1、平成30年度決算報告書です。(1)収益的収入及び支出ですが、収入の部第1款水道用水供給事業収益の予算額合計45億9,199万6千円に対して、決算額は45億7,678万5千円となり、

予算額に比べて1,521万円の減となったものです。これは、主に給水量の減に伴う、給水収益の減によるものです。

続きまして、支出の部、第1款水道用水供給事業費用の予算額合計47億4,175万7千円に対して、決算額は45億6,646万9千円となり、1億7,528万7千円の不用額が発生したものです。不用額の主なものは、委託料や修繕費の請差による減、動力費、薬品費、負担金の減によるものです。

次に16ページ、17ページをご覧ください。（2）資本的収入及び支出ですが、収入の部、第1款資本的収入の予算額合計766万2千円に対して、決算額は854万3千円となり、予算額に比べて88万1千円の増となりました。

続きまして、支出の部、第1款資本的支出の予算額合計21億1,960万6千円に対して、決算額は21億1,438万5千円となり、522万円の不用額が発生したものです。

次に、19ページの2、損益計算書ですが、これは、一営業期間における企業団の経営成績を表したものです。下から3行目をご覧ください。平成30年度の事業実施の結果、当年度純損失は、1,858万1千円となり、前年度繰越欠損金11億9,389万4千円を加えた、12億1,247万6千円が当年度未処理欠損金となるものでございます。

次に、20ページ、21ページをご覧ください。3、剰余金計算書ですが、一番下、当年度末残高をご覧ください。資本金、及び資本剰余金については、前年度からの変動がありません。欠損金は、当年度純損失1,858万1千円の発生により、当年度未処理欠損金は、12億1,247万6千円となります。その結果、資本合計は、429億8,416万1千円となるものでございます。

次に、21ページの下4、欠損金処理計算書ですが、翌年度に繰り越す欠損金について記載したものでございます。

次に、22ページ、23ページをご覧ください。5、貸借対照表ですが、これは、企業団の財政状態を表したものです。平成31年3月31日現在における企業団が保有する固定資産、流動資産を合わせた資産合計と、その取得の源泉となります負債・資本合計は、それぞれ同額の1,016億5,397万円となっております。26ページ以降は、水道用水供給事業会計決算附属明細書でございます。説明は省略させていただきます。

以上が、決算書に関する説明でございます。なお、本決算につきましては、地方公営企業法第30条第2項による決算審査が行われており、監査委員により、別冊決算審査意見書及び資金不足比率審査意見書が提出されております。なお、資金不足比率についてですが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして、資金不足比率を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告申し上げ、公表するものでございます。

審査意見書の23ページをお開きください。第4、審査結果の表をご覧ください。平成30年度決算におきましても、資金不足はございませんでしたので、資金不足比率は、バー表示となっております。

平成30年度決算書についての説明は、以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（梅津政則）それでは、日程に従い、これより一般質問に入ります。

通告者は、7番、高橋一由議員です。

それでは、発言を許します。

7番、高橋一由議員。

7番（高橋一由）議長、7番。

議長（梅津政則）7番。

7番（高橋一由）本定例会におきまして通告により一般質問させていただきます。

企業団の皆様には、大変暑い夏ではありますけれども、安定供給ご対応本当にありがとうございます。そしていい決算をしていただきまして、予定通りの積立金の減少ということで、予定通りの決算になりました。御礼感謝申し上げます。

通告させていただいております質問の内容は、前回あのご答弁をしていただきまして昭和63年に協定させていただきました第5条で、統一料金となっているいわゆる水道料金そのことについて、この63年の協定を守っていただきたいというような質疑をさせていただきました。今までも経緯はしているが、きちんと説明をして今日を迎えているという様な答弁を企業長から頂戴しまして、そのことにつきまして改めまして、いつどの様な説明をしまして理解を得たという形で今日まで推移しているのかということ改めて伺いたいということでございますのでよろしくお願い申し上げます。

事務局長（今泉 繁）議長、事務局長。

議長（梅津政則）事務局長。

事務局長（今泉 繁）お答えいたします。

福島地方水道用水供給事業の実施に関する協定書、いわゆる63協定につきましては、今後のあり方について、構成団体の副市町長を委員とする「63協定のあり方検討委員会」が平成27年10月に設置され、協議検討を行い報告書がまとめられ、平成29年2月6日開催の理事会へ報告されました。

その後、理事会で協議され、平成30年2月6日に企業団議長宛てその報告書が提出されました。企業団議員の皆様には、平成30年2月企業団議会定例会の前に報告書について説明をさせていただいております。議論の経過及び内容につきましては、報告書をご覧いただければと思いますが、63協定は構成団体と企業団との供給契約であること。企業団施設は、構成団体の求めで整備したもので、水需要が減少したからといって費用が減少するなど変更する余地はないものであること、協定の基本的な枠組みは尊重すべきであること、地域格差のない統一料金については、送水系や給水地点の別にかかわらず総括原価を基本とした統一料金の設定を意味するもので、現在の二部料金制が63協定第5条に反するものではないこと、現在の料金体系は、経営の安定、負担の公平のために、基本料金、従量料金の配分を工夫した二部料金制で、料金格差の縮小を図っているが、将来の料金体系は当初投資に対する費用化の完了時に見直しの可能性を検討すべきであること、引き続き料金低廉化の研究を続けるべきであること、との内容でまとめられております。

7番（高橋一由）議長、7番。

議長（梅津政則）7番。

8番（高橋一由）初めて参加されます議員さんもいらっしゃいますので、当時のことをもう一回語りたと思います。この水企業団を設立して水道を供給しようとしたときに、国に申請した際、国土交通省と厚生労働省から二つ指導があった。国土交通省は、日産30万トンでいいだろう、今10万トンですよ、平均。厚生労働省は20万トンでいい、県が間に入って25万トンの間で話決めると。25万トンではあまりにもちょうど良過ぎるから24万9,000トンがいいんじゃないかということで24万9,000トンにしたという経過があった。

その24万9,000トン、厚生労働省が指導する20万トンより4万9,000トン多いですよ。そのところで今に思えば、天野光晴大臣を支持する自治体の長さんが調整に入った。我々の伊達町も当時の町長さんがいきなり9,000人しかいないところ1万7,000人の町づくりを将来するんだって、急に言って驚いたのを憶えています。それぞれのアロケの負担をしながら、何とか4万9,000トンの穴を埋めるべく動いた自治体が量を大きく要望してその負担金も出したということですね。ですからその際にこういうことにはなつたけれども、始まるときには地域格差のない同じ料金でやっぺなというのが、私はあの協定書であることを、まだ元気だった今現存の池田町長さんに確認をして、そういうことであつたということを確認しました。

その時、平成16年にいよいよ本格給水前の3か年の料金を示すために全員協議会が開かれております。それは平成16年5月の企業団議会の協議会の会議録がここにあるんですが、そこを要約して話していただきますと、当時は、横山俊邦さんが議長でした。企業長は瀬戸孝則福島市長。その時の全員協議会は、本格供給時の料金算定の考え方について、そして浄水場運転管理業務委託についての二本立てで説明されています。その時に、渡辺事務局長、当時の事務局長、その時は4月に新しく来たようですが、配布された資料で昭和63年6月に締結された協定書についてこれに基づいて建設してきたとおっしゃっています。水道水の供給は総括原価主義による料金算定とすることをうたっている。料金体系は、基本料金と従量料金の二部料金制とする、その後詳細な説明があつたんですが、一言も統一料金だって説明はなされておられません。いわゆる企業団からは一度もない。

その後、宮本シツイ議員が色々と長文にわたって色々聞くんですがそれが終わって、初めて川俣の五十嵐謙吉さんという議員さんが、協定書の交わされた日時と同時に地域格差のない統一料金とあるが説明してくれと、ここで初めて統一料金が現れたんです。川俣の議員さん。一律に料金を定めるようになると12等分することになり、その様なことは避けなければならないとという答弁で訳の分からない答弁を渡辺事務局長がします。負担割合において負担していただくのが一番だ。それが基本料金だと説明しています。水量に応じて負担していただくのが従量料金だ。その様なことで統一性を図つたものでございますと、全然統一料金ということに対しての答弁はなされておられません。

宮本議員がその質疑を聞いてまた質疑して、この内容は、みんなから了解を得ているのか、という質問に対して、質問の内容をはぐらかした様に、最後にこのことについては今後十分に各市町村と協議を行いまして実態を把握しながら、そして十分に協議しながら対応していかなければならない問題だということと考えてございますということで結局統一料金については、その頃から、ちゃんと以後は考えていきますよということを企業団の皆さんはおっしゃっていただいたんです。どの程度検討したかということも宮本議員がまた質問してくれて、全国に企業団方式は95ある。その90パーセントが二部料金制だったと答えた。県内は、五つあるうち4箇所が二部料金だった。だから、ほとんどが二部料金なんだということを説明してるんですね。様々な内容の運営があるが今後、我々の方も十分研究させていただきたいと、企業団の経営のみでなく、当時は1市11町の負担を考えることが重要だと思いますので、十分これから調査検討させていただきたいと思いますということを、当時の事務局長は答弁してます。だからこれからちゃんと考えていきますよと統一料金についてはということだった。木村六郎さん当時の福島の議員さん、福島市議会でも説明が要請されているけれども、企業団から直接赴いて各市町村に説明することが重要だけど、どうすんのと聞かれたのに対しては、それぞれに企業団の窓口があるんで担当課長会を開催しているから、そのまま地元の部署で対応していただくと考えているということで直接行って説明する考え方はないとおっしゃっています。

それから、その次に安達町の議員さん。今は二本松さんと合併して当時の安達町の議員さんが、議長さんが、各町の料金がまちまちで、我が町は高くて大変な状況だ。多分他は100円ちょっとだったのが160円ぐらいになっている、今でもそれは二本松市さんでは課題になって、大変な問題の位置付けがあるようです。そういうことで、我が町は高くて大変な状況だ、統一料金にしてほしい、二部料金制でも各地でかなりの料金差がある、議会の混乱が予想される、解消方法はないのか、変更できないかと聞いている。水の問題なので、十分協議してまいりたいと、また、調査協議して検討してまいりたいと考えております、というのが当時の平成16年の暫定供給開始の料金を示した時のやり取りです。ですから当時から統一料金については、研究していると前向きな姿勢を水企業団の運営に関わる皆さんからはご答弁をいただいている。そのことに従って、私もこの頃質疑してから20年になろうとしていますのでね、一向に統一料金についての結論は出ないまま、いずれ、低廉にしていくことで妥協していく議会側とか企業長の政治判断によるしかない。今から数年前に伊達市と伊達市議会は、司法に委ねようと、こんなこと何十年やったって意味がない、この条文についてどういうことを示唆しているのかということも、ここでも発言しています。それから急にさっきの様な会議が開始された

いうふうに理解しています。それでもやはり、あの、まともな回答になっていないというふうに私は不服です。このことについて、再度答弁を求めたい。

事務局長（今泉 繁）議長、事務局長。

議長（梅津政則）事務局長。

事務局長（今泉 繁）お答えいたします。

先ほどの、63協定のあり方検討委員会報告書の中でも統一料金について話し合っております。統一料金については、質問にありましたように単一料金、それと二部料金そういう制度がある。その二つともですね統一料金には変わらない。つまり、同じそのルールで費用を算出してですね、平等に公平に料金を頂くということで、現在企業団が行っている二部料金制についても固定的な基本料金と、使った分で今1立方メートル38円で頂いておりますけれどもその料金で頂くという部分につきましても統一料金というふうに判断しているものでございます。

7番（高橋一由）議長、7番。

議長（梅津政則）7番。

7番（高橋一由）このままではもう、ここの場でやりとりしてもらちが明かない。だから司法の判断に委ねたいというふうに意を決したいと思います。それから、そこに至る前に政治判断が必要だと思われるのでね、私は新しくなられた議長さんに、この企業団議会の全員協議会の開催を求めたいと思います。ぜひ、ご検討いただきまして実現方をお願いしたいと思います。以上で私の答弁を終わります。よろしくお願ひします。

議長（梅津政則）以上で、高橋一由議員の質問を終わります。

これをもって、本定例会の一般質問は終了いたしました。

これより討論に移ります。

討論通告を受けるため、暫時休憩いたします。

午後2時40分 休 憩

午後2時41分 再 開

議長（梅津政則）再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

討論通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第5号 平成30年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計決算認定の件につきましては、決算のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

【起立多数】

議長（梅津政則）起立多数。

よって、議案第5号につきましては、決算のとおり認定されました。

続きまして、議案第6号 福島地方水道用水供給企業団監査委員選任の件につきましては、議員の一身上に関する事件であり、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となる議員でありますので、東海林一樹議員の退席を求めます。

【10番（東海林一樹）退席】

議長（梅津政則） これより採決を行います。

お諮りします。議案第6号 福島地方水道用水供給企業団監査委員選任の件につきましては、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

【起立多数】

議長（梅津政則） 起立多数。

よって、議案第6号は、原案のとおり同意することに決しました。

ここで、東海林一樹議員の入場を求めます。

【10番（東海林一樹）入場】

以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

本定例会は、これをもって閉会いたします。

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためここに署名する。

福島地方水道用水供給企業団議会議長

副議長

議員

議員